

労働基準法違反の疑いで書類送検

～10 か月分の賃金不払の疑い～

名古屋南労働基準監督署（署長 橋本圭一）は、令和8年6月16日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社ライフサポートほか1名

（所在地：愛知県名古屋市南区内田橋 事業内容：飲食業）

2. 被疑条文

労働基準法第24条（賃金の支払）

同法第120条第1号（罰条）

同法第121条第1項（両罰規定）

3. 被疑内容

労働基準法では、労働者に対し、毎月一回以上、一定の期日を定めて賃金の全額を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者1名に対する令和5年11月分から令和6年8月分までの賃金を、各所定支払日に支払わなかった疑いがあるもの。

4. 参考事項

賃金不払における被害額

労働者1名に対する定期賃金の不払総額は、2,085,721円である。

5. 関係法条文

労働基準法第24条

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との

書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

労働基準法第 120 条 ※第 2 号以降省略

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項（第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項（第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第一百五條（第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

労働基準法第 121 条 ※第 2 項省略

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。